

四十五 第 65 条の 11 及び第 65 条の 12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）

関係

改 正 後	改 正 前
(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)	(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)
65 の 11-7 措置法第 65 条の 12 第 11 項及び第 12 項……………	65 の 11-7 措置法第 65 条の 12 第 11 項……………

四十六 第 65 条の 13 及び第 65 条の 14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)	(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)
65 の 13-16 措置法第 65 条の 14 第 11 項及び第 12 項……………	65 の 13-16 措置法第 65 条の 14 第 11 項……………

四十七 第 66 条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 66 条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</u></p> <p><u>（遊休資産の交換）</u></p> <p>66-1 措置法第 66 条第 1 項又は第 4 項の規定は、現に事業の用に供していない固定資産について同条第 1 項に規定する交換をした場合にも適用があることに留意する。</p> <p>④ 措置法第 66 条の規定は、法第 2 条第 20 号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む法人の有する土地で、当該法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該法人</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し相当の期間所有していることが明らかなものは、棚卸資産に該当しない。</p>	
<p><u>(交換の対象となる隣接する土地の範囲)</u></p> <p>66-2 措置法第66条第1項に規定する隣接する土地には、立木その他独立して取引の対象となる土地の定着物に含まれないのであるが、その土地が宅地である場合には、庭木、石垣、庭園（庭園に附属する亭、庭内神し（祠）その他これらに類する附属設備を含む。）その他これらに類するもののうち宅地と一体として交換がされるもの（建物及びこれに附属する設備並びに構築物に該当するものを除く。）は含まれる。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特定普通財産の上に存する権利)</u></p> <p>66-3 措置法第66条第1項に規定する「特定普通財産の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等に土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合)</u></p> <p>66-4 措置法第66条第1項に規定する交換により土地等を譲渡した場合において、その交換に伴い同項に規定する特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得したときは、当該資産は同項に規定する交換差金に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合)</u></p> <p>66-5 措置法第66条第1項に規定する所有隣接土地等(以下「所有隣接土地等」</p>	<p>(新 設)</p>

という。)が一の土地等である場合において、同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該所有隣接土地等の交換については、第65条の9の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。

(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)

(新 設)

66-6 2以上の交換取得資産(措置法第66条第1項に規定する交換取得資産をいう。以下同じ。)を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産(同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。)の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうちを占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。

(交換譲渡資産の交換に要した経費)

(新 設)

66-7 交換譲渡資産に係る措置法第66条第2項第3号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等(以下「取壊し等」という。)をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額(当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。)及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。

(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)

(新 設)

66-8 措置法第66条第2項第3号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた所有隣接土地等が2以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の所有隣接土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するの

改 正 後	改 正 前
<p>であるが、個々の所有隣接土地等ごとの区分計算が困難であるときは、<u>個々の所有隣接土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。</u></p> <p><u>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</u></p> <p><b>66-9</b> <u>法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む事業年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において支出することとなる場合における措置法第66条の規定による圧縮記帳の計算については、64(3)-8の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p>④ <u>64(3)-8の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。</u></p> <p><u>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</u></p> <p><b>66-10</b> <u>措置法第66条第1項又は第4項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が法人の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産に係る損金算入額は、法人が確定申告書等又は同条第6項に規定する書類に記載した交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

四十八 第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(発行済株式)	(発行済株式)

66の4(1)-1 措置法第66条の4第1項の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。

（直接又は間接保有の株式）

66の4(1)-2 .....

.....払込金額等.....払込み等.....

④ .....

66の4(1)-1 措置法第66条の4第1項の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。

（直接又は間接保有の株式）

66の4(1)-2 .....

.....発行価額.....払込み.....

④ .....

四十九 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第12章 国外支配株主等に係る<u>負債の利子等の課税の特例</u></p> <p>第66条の5《<u>国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</u>》関係</p> <p>（発行済株式－払込未済株式）</p> <p>66の5-1 措置法第66条の5第10項の規定により読み替えて準用される同条第4項第1号の「発行済株式」には、その株式の<u>払込み又は給付の金額</u>（以下「<u>払込金額等</u>」という。）の全部又は一部について<u>払込み又は給付</u>（以下「<u>払込み等</u>」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>④ 措置法令第39条の13第28項の規定により読み替えて準用される同条第21項の「<u>資本金等の額</u>」は、払込済みの金額による。</p>	<p>第12章 国外支配株主等に係る<u>負債の利子の課税の特例</u></p> <p>第66条の5《<u>国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例</u>》関係</p> <p>（発行済株式－払込未済株式）</p> <p>66の5-1 措置法第66条の5第7項の規定により読み替えて準用される同条第3項の「発行済株式」には、その株式の<u>発行価額</u>の全部又は一部について<u>払込み</u>が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>④ 措置法令第39条の13第20項の規定により読み替えて準用される同条第5項の「<u>資本金等の額</u>」は、払込済みの金額による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>66の5-2 ……措置法第66条の5第10項……………  ……………同条第4項第1号……………<u>払込金額等</u>……………<u>払込み等</u>……………</p> <p>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</p> <p>66の5-3 <u>措置法第66条の5第4項第1号</u> (同条第10項……………</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>66の5-4 <u>措置法令第39条の13第11項第3号</u> (同条第28項……………  (1) ……………  (2) ……………</p> <p>(社債発行差金等)</p> <p>66の5-5 法人が、その発行した社債のうち<u>措置法第66条の5第4項第1号</u>(同条第10項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する国外支配株主等(以下「<u>国外支配株主等</u>」という。)又は同条第4項第2号(同条第10項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する<u>資金供与者等</u>(以下「<u>資金供与者等</u>」という。)の有するものにつき、……………措置法第66条の5第1項(同条第10項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等及び<u>資金供与者等</u>に支払う<u>負債の利子等の額</u>」に含まれることに留意する。</p> <p>(短期の前払利息)</p> <p>66の5-6 ……………<u>国外支配株主等又は資金供与者等</u>……………</p>	<p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>66の5-2 ……措置法第66条の5第7項……………  ……………<u>同条第3項</u>……………<u>発行価額</u>……………<u>払込み</u>……………</p> <p>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</p> <p>66の5-3 <u>措置法第66条の5第3項</u> (同条第7項……………</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>66の5-4 <u>措置法令第39条の13第18項第3号</u> (同条第20項……………  (1) ……………  (2) ……………</p> <p>(社債発行差金等)</p> <p>66の5-5 法人が、その発行した社債のうち<u>措置法第66条の5第3項</u> (同条第7項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する国外支配株主等(以下「<u>国外支配株主等</u>」という。)の有するものにつき、……………措置法第66条の5第1項(同条第7項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等に支払う<u>負債の利子の額</u>」に含まれることに留意する。</p> <p>(短期の前払利息)</p> <p>66の5-6 ……………<u>国外支配株主等</u>……………</p>

……………措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 10 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額」に含まれることに留意する。

(負債の利子の範囲)

66 の 5-7 措置法第 66 条の 5 第 4 項第 3 号 (同条第 10 項において準用される場合を含む。) に規定する……………

- (1) ……………国外支配株主等又は資金供与者等……………
- (2) ……………
- (3) ……………

(原価に算入した負債の利子等)

66 の 5-8 法人が、国外支配株主等又は資金供与者等に支払う負債の利子等 (措置法第 66 条の 5 第 4 項第 3 号に規定する負債の利子等をいう。以下同じ。) の額につき……………当該国外支配株主等又は資金供与者等に支払うものは、措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 10 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額」に含まれることに留意する。

(原価に算入した負債の利子等の調整)

66 の 5-9 法人が、国外支配株主等又は資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち……………当該負債の利子等の額のうち措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 10 項において読み替えて準用される場合を含む。) の規定により……………国外支配株主等又は資金供与者等に支払う負債の利子等……………負債の利子等……………

- (注) ……………

……………措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 7 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子の額」に含まれることに留意する。

(負債の利子の範囲)

66 の 5-7 措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 7 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する……………

- (1) ……………国外支配株主等……………
- (2) ……………
- (3) ……………

(原価に算入した負債の利子)

66 の 5-8 法人が、国外支配株主等に支払う負債の利子の額につき……………  
…当該国外支配株主等に支払うものは、措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 7 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する「当該事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子の額」に含まれることに留意する。

(原価に算入した負債の利子の調整)

66 の 5-9 法人が、国外支配株主等に支払う負債の利子の額のうち……………  
……………当該負債の利子の額のうち措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 7 項において読み替えて準用される場合を含む。) の規定により……………国外支配株主等に支払う負債の利子……………負債の利子……………

- (注) ……………

**(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)**

66 の 5-10 措置法第 66 条の 5 第 4 項第 4 号 (同条第 10 項において準用される場合を含む。以下 66 の 5-10 において同じ。) に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」は、負債の利子等の支払の基因となるものに限られるのであるから、例えば、利子を付する預り敷金の額は、利子を付する期間に限り同条第 4 項第 4 号に規定する「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」に含まれることに留意する。

**(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)**

66 の 5-11 措置法令第 39 条の 13 第 5 項 (同条第 28 項において読み替えて準用される場合を含む。) に規定する「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。

④ その事業年度の開始の時及び終了の時における特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、当該平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に該当しない。

**(特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法)**

66 の 5-12 措置法第 66 条の 5 第 2 項の特定債券現先取引等に係る負債は、現金担保付債券貸借取引により借り入れた債券又は債券現先取引により購入した債券のいずれかを、現金担保付債券貸借取引により貸し付ける場合又は債券現先取引により譲渡する場合のこれらの取引に係る借入金をいうのであるが、その負債を計算するに当たっての平均負債残高は、例えば、同一銘柄毎に債券を区

**(負債)**

66 の 5-10 措置法第 66 条の 5 第 1 項 (同条第 7 項において読み替えて準用される場合を含む。以下 66 の 5-10 において同じ。) に規定する「負債」は、同条第 1 項に規定する利子 (同項に規定する法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。以下 66 の 5-10 において「利子」という。) の支払の基因となるものに限られるのであるから、例えば、利子を付する預り敷金の額は、利子を付する期間に限り同項に規定する「負債」に含まれることに留意する。

(新 設)

(新 設)



分し、現金担保付債券貸借取引及び債券現先取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、その事業年度における平均残高を特定債券現先取引等に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。

④ 措置法令第 39 条の 13 第 6 項に規定する「当該事業年度の総負債（……）のうち、特定債券現先取引等に係るものに係る平均負債残高」を計算する場合についても、同様とする。

（負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

66 の 5-13 措置法令第 39 条の 13 第 17 項（同条第 28 項……………

④ ……………

（総負債の範囲）

66 の 5-14 措置法令第 39 条の 13 第 21 項第 2 号（同条第 28 項……………

（保険会社の総負債）

66 の 5-15 保険会社に係る措置法令第 39 条の 13 第 21 項第 2 号（同条第 28 項……………

（自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額）

66 の 5-16 措置法令第 39 条の 13 第 21 項……………

……………同条第 28 項……………同条第 21 項……………

（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

66 の 5-17 措置法令第 39 条の 13 第 21 項第 1 号……………

（負債の額の平均的な残高の意義）

66 の 5-11 措置法令第 39 条の 13 第 3 項（同条第 20 項……………

④ ……………

（総負債の範囲）

66 の 5-12 措置法令第 39 条の 13 第 5 項第 2 号（同条第 20 項……………

（保険会社の総負債）

66 の 5-13 保険会社に係る措置法令第 39 条の 13 第 5 項第 2 号（同条第 20 項……………

（自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額）

66 の 5-14 措置法令第 39 条の 13 第 5 項……………

……………同条第 20 項……………同条第 5 項……………

（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

66 の 5-15 措置法令第 39 条の 13 第 5 項第 1 号……………

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>.....<u>同条第 28 項</u>.....<u>同条第 21 項第 1 号</u>.....</p> <p><u>同条第 28 項</u>.....<u>同条第 21 項第 2 号</u>.....</p> <p>(註) .....</p> <p><b>(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)</b></p> <p><b>66 の 5-18</b> 措置法令第 39 条の 13 第 21 項 (同条第 28 項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する「<u>資本金等の額</u>」は、税務計算上の金額によるのであるから、例えば、税務計算上の払込否認金額がある場合には、当該払込否認金額を控除した金額によることに留意する。</p> <p><b>(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)</b></p> <p><b>66 の 5-19</b> 措置法令第 39 条の 13 第 28 項.....<u>同条第 21 項</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>.....<u>同条第 20 項</u>.....<u>同条第 5 項第 1 号</u>.....</p> <p><u>同条第 20 項</u>.....<u>同条第 5 項第 2 号</u>.....</p> <p>(註) .....</p> <p><b>(自己資本の額を計算する場合の資本等の金額)</b></p> <p><b>66 の 5-16</b> 措置法令第 39 条の 13 第 5 項 (同条第 20 項において読み替えて準用される場合を含む。)に規定する「<u>資本等の金額</u>」は、税務計算上の金額によるのであるから、例えば、<u>資本の金額、出資金額又は資本積立金額</u>に税務計算上の払込否認金額がある場合には、当該払込否認金額を控除した金額によることに留意する。</p> <p><b>(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)</b></p> <p><b>66 の 5-17</b> 措置法令第 39 条の 13 第 20 項.....<u>同条第 5 項</u>.....</p> <p>.....</p>

**五十 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係**

改 正 後	改 正 前
<p><b>(発行済株式)</b></p> <p><b>66 の 6-1</b> 措置法第 66 条の 6 第 1 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の<u>払込み又は給付の金額</u> (以下「<u>払込金額等</u>」という。)の全部又は一部について<u>払込み又は給付</u> (以下「<u>払込み等</u>」という。)が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>(註) .....</p>	<p><b>(発行済株式)</b></p> <p><b>66 の 6-1</b> 措置法第 66 条の 6 第 1 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の<u>発行価額</u>の全部又は一部について<u>払込み</u>が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>(註) .....</p>

.....資本金の額又は出資金の額.....

(直接及び間接保有の株式)

66の6-2 .....

.....払込金額等.....払込み等.....

(注) .....

(非課税所得の範囲)

66の6-5 .....

(1) .....剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配.....

...

(2) .....

(3) .....

(注) .....

(外国法人税の額に加算される税額控除額)

66の6-6 .....

.....剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配 (以下66の6-6

において「剰余金の配当等」という。) .....剰余金の配当等.....

.....

66の6-12 削 除

.....資本の金額又は出資金額.....

(直接及び間接保有の株式)

66の6-2 .....

.....発行価額.....払込み.....

(注) .....

(非課税所得の範囲)

66の6-5 .....

(1) .....利益の配当又は剰余金の分配.....

(2) .....

(3) .....

(注) .....

(外国法人税の額に加算される税額控除額)

66の6-6 .....

.....利益の配当又は剰余金の分配 (以下66の6-6において「配当

等」という。) .....配当等.....

(未処分所得の金額から控除する配当の額)

66の6-12 措置法第66条の6第1項に規定する適用対象留保金額の計算上、措置法令第39条の16第1項の規定により未処分所得の金額から控除する同項第2号に掲げる当該各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む当該

改 正 後

(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)

66 の 6-13 措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける同号に規定する剰余金の配当等の額 (以下 66 の 6-13 において「剰余金の配当等の額」という。) ……剰余金の配当等 ……  
……………剰余金の配当等……………

(外国法人税の範囲)

66 の 6-20 ……  
……………法第 38 条第 2 項第 2 号……………

(課税済留保金額の損金算入額の計算)

66 の 6-22 ……  
……………剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配……………

66 の 6-23 削 除

改 正 前

特定外国子会社等に係る内国法人の事業年度終了の日までに当該利益の配当又は剰余金の分配の額として確定しているものに限るものとする。

(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)

66 の 6-13 措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額……………利益の配当又は剰余金の分配……………  
……………利益の配当又は剰余金の分配……………

(外国法人税の範囲)

66 の 6-20 ……  
……………法第 38 条第 2 項第 3 号……………

(課税済留保金額の損金算入額の計算)

66 の 6-22 ……  
……………利益の配当……………

(課税済配当等の額の特例)

66 の 6-23 特定外国子会社等につき措置法第 66 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その支払われた利益の配当又は剰余金の分配の額が内国法人の 66 の 6-12 に定める事業年度終了の日までに確定しなかったため措置法第 66 条の 6 第 1 項に規定する適用対象留保金額の計算上措置法令第 39 条の 16 第 1 項第 2 号に掲げる当該各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額として控除されなかったものであるときは、当該利益の配当又は剰余金の分配の額の全額が措置法令第 39 条の 19 第 2 項第 1 号に規定する「イに掲

<p>(株式等を譲渡した場合の課税済留保金額の損金算入規定の不適用)</p> <p>66の6-24 .....                  .....<u>剰余金の配当</u>、利益の配当又は剰余金の分配.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>げる金額からロに掲げる金額を控除した残額」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(株式等を譲渡した場合の課税済留保金額の損金算入規定の不適用)</p> <p>66の6-24 .....                  .....利益の配当又は剰余金の分配.....</p> <p>(<u>特定外国子会社等から中間配当の額を受けた場合の取扱い</u>)</p> <p>66の6-25 内国法人が、当該事業年度において特定外国子会社等から商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配に類するもの(以下66の6-25において「<u>中間配当</u>」という。)を受けた場合には、当該中間配当に係る事業年度の利益の配当又は剰余金の分配(以下66の6-25において「<u>確定配当</u>」という。)を受けることとなる当該内国法人の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額に基づき措置法第66条の6第1項及び第66条の8第1項の規定(同法第68条の90第1項及び第68条の92第1項の規定を含む。)を適用する。</p>
--	--

五十一 第66条の9の2～第66条の9の5《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)</p> <p>66の9の2-1 特定外国信託に係る措置法第66条の9の2から第66条の9の5までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る66の6-1から<u>66の6-24</u>までの取扱い(66の6-6、66の6-8、<u>66の6-12</u>、66の6-15から66の6-18まで、<u>66の6-19</u>及び<u>66の6-23</u>の取扱いを除く。)に準じて取り扱う。</p>	<p>(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)</p> <p>66の9の2-1 特定外国信託に係る措置法第66条の9の2から第66条の9の5までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る66の6-1から<u>66の6-25</u>までの取扱い(66の6-6、66の6-8、66の6-15から66の6-18まで及び<u>66の6-19</u>の取扱いを除く。)に準じて取り扱う。</p>

五十二 第 67 条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1 措置法第 67 条第 1 項に規定する医療法人が支払を受けるべき金額には、次に掲げる金額を含むことに留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定に<u>基づいてした療養の給付について、医療法人が当該被保険者又はその被扶養者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(2) 国民健康保険法の規定に基づいてした療養の給付について、医療法人が当該被保険者から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(3) 生活保護法の規定に基づいてした医療、<u>介護</u>又は助産の給付について、医療法人が<u>当該被保護者から直接収受するいわゆる本人支払額</u></p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1 措置法第 67 条第 1 項に規定する医療法人が支払を受けるべき金額には、次に掲げる金額を含むことに留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定に<u>基づき被保険者の被扶養者にした療養の給付（措置法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する療養の給付をいう。以下 67-1 において同じ。）について、医療法人が当該被保険者又は被扶養者から直接収受する家族療養の報酬</u></p> <p>(2) <u>健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定に基づいてした療養の給付について、医療法人が当該被保険者又はその被扶養者から直接収受する初診料又は入院時負担金</u></p> <p>(3) 国民健康保険法の規定に基づいてした療養の給付について、医療法人が当該被保険者から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(4) <u>身体障害者福祉法の規定に基づいてした更生医療の給付について、医療法人が当該身体障害者又はその扶養義務者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法の規定に基づいてした育成医療の給付について、医療法人が当該育成医療を受ける者又はその扶養義務者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(6) 結核予防法の規定に基づいてした医療について、医療法人が当該患者から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(7) 生活保護法の規定に基づいてした医療又は助産の給付について、医療法人が<u>当該被保険者又はその扶養義務者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p>

- (4) 結核予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいてした医療について、医療法人が当該患者から直接收受するいわゆる自己負担額
- (5) 老人保健法に規定する医療について、医療法人が当該患者から直接收受するいわゆる自己負担額
- (6) 介護保険法の規定に基づいてした指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービス（措置法第 26 条第 2 項第 5 号において社会保険診療報酬とされるサービスに限る。）について、医療法人が当該利用者から直接收受するいわゆる自己負担額
- (7) 障害者自立支援法の規定に基づいてした指定自立支援医療又は指定療養介護医療について、医療法人が当該支給認定障害者等又は当該支給決定障害者等から直接收受するいわゆる自己負担額
- (8) 児童福祉法に規定する障害児施設医療について、医療法人が当該障害児に係る施設給付決定保護者から直接收受するいわゆる自己負担額

(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)

67-3 .....  
.....令第 9 条第 1 項第 1 号イ.....

(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)

67-3 .....  
.....法第 2 条第 18 号イ.....